

事件番号 令和3年(ワ)第10987号 著作権侵害損害賠償等請求事件
原告 三宅勝久
被告 大内裕和

準備書面 (2)

2021年10月11日

東京地方裁判所民事第47部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 樽井 直樹
同 弁護士 倉知 孝匡

準備書面2に対する認否

第1 「第2 著作物性について」について

原告準備書面2第2の柱書は、争う。

1 「1 表現に選択の幅がある」について

同1は、争う。

2 「2 創意工夫が凝らされ、かつ著者の思想が表現されている」について

同2は、知らないし争う。

3 「3 小括」について

同3は、争う。

第2 「第3 依拠性について」について

1 「1 被告は『選択』記事の存在を知っていた」について

原告準備書面2第3の1柱書は、否認ないし争う。

(1) 「(1) 被告自身が認めている」について

2条1項1号)、既存の著作物に依拠して創作された著作物が思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、複製にも翻案にも当たらないと解するのが相当である(江差追分事件 最高裁判所第一小法廷平成13年6月28日判決・民集55巻4号837頁参照)。

答弁書、準備書面(1)の繰り返しになるが、別紙のとおり、原告記述と被告記述を比較した場合、創作性がない部分でしか共通する部分がないため、複製・翻案となりようがないのである。

3 依拠性がないこと

依拠性については、答弁書、準備書面(1)で述べているが、原告準備書面2等に対する反論を再度整理して述べておく。

(1) 被告は「選択」の記事を読んでいないこと

原告は、被告が「選択」の記事の内容を知っていたと主張するが、被告が知っていたのは、以下のとおり、「選択」の記事の「存在」だけであり、内容については関知していなかった。

求釈明1に対する回答と重なるが、2013年10月25日以降に書籍「日本の奨学金はこれでいいのか!」が被告の元に送られ、被告は、その後原告の執筆箇所を読み、原告が執筆した「選択」の記事の「存在」について初めて知った。

しかし、「選択」の記事自体が送られてきたわけではないため、被告は、「選択」の記事は全く読んでいなかった。

さらに、「日本の奨学金はこれでいいのか!」の原告の執筆箇所の注にも「重複する部分があります」という程度の記載しかなく(甲2)、具体的な重複する箇所は不明である。なお、注などに引用文献が記載されているだけでは、当然に注に記載された引用文献を逐一確認することはない。

そのため、被告は、「選択」の記事の「存在」は知っていても、その「内容」については、全く知らなかったのである。

(2) 『日立キャピタル債権回収など2社に委託』の記述について

第一小法廷平成23年12月8日）。

そして、本件において原告が問題にしている被告記述については、これまでの奨学金問題に関する研究や運動の成果、そして原告記述と共通する部分を含め客観的に公開されている資料や問い合わせによって確認することができる事実関係や制度などでしかなく、一般的に利用が可能な情報ばかりである。

しかも、原告記述と被告記述で共通する箇所は、わずか数行程度でしかないため、実質的にも、原告に不利益を与えないものである。

そのため、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がないのは明らかであり、一般不法行為が成立しないといふべきである。

第3 求釈明について

1 求釈明1について

繰り返しになるが、2013年10月25日以降に書籍「日本の奨学金はこれでいいのか！」が被告の元に送られ、被告は、その後原告の執筆箇所を読み、「選択」の記事の「存在」について初めて知った。

もっとも、選択の記事自体が送られてきたことはないため、被告は、選択の記事の具体的な内容は全く不明であった。

さらに、原告執筆箇所の注にも「重複する部分があります」という程度の記載しかなく、具体的な重複する該当箇所は不明である。なお、注などに引用文献が記載されているだけでは、当然に注に記載された引用文献を逐一確認することはない。

2 求釈明2について

制度が変わった点を注釈に付記しただけである。

以上